

障害者である職員の任免状況の公表について

令和 7 年 6 月 1 7 日
山 梨 県 警 察

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）等の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 7 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免状況について、以下のとおり公表します。

	実人数	雇用率換算
法定雇用障害者数の算定の基礎となる総職員数	4 8 3 . 5 人	
障害者として算入した職員数	1 4 人	1 6 人
雇用率（法定雇用率 2 . 8 %）		3 . 3 1 %

（注）

- 1 「雇用率」は、今後、厚生労働省による確認が行われるため、速報値である。
- 2 「雇用率換算」について、短時間勤務職員以外の重度の障害者は、法律上、1 人を 2 人として計上している。
- 3 障害の種類・程度の区分ごとの人数については、障害種別等による個人の特定を避けるため、非公表とする。